

被扶養者認定に係る添付書類一覧表

区 分		必 要 書 類									
		扶養事実 申立書 (注1)	戸籍 謄本	住民票 ※1	雇用証明書 (注2) 所得証明書 確定申告書(写)	離脱証明書 国民健康 保険証の写	離職票-2 退職証明書	医師の診断書 障害者手帳等 の写	在 学 証明書	年金 証書等 の写※2	国民年金 第3号届書 (短期組員 は不要)
① 配 偶 者	婚姻等による	◎		◎	△	◎	△			△	◎
	退職による	◎		◎	△	◎	△			△	◎
	収入がある場合	◎		◎	△	◎	△	△		△	◎
② 内 縁 の 配 偶 者		◎		◎	△	◎	△			△	◎
③18歳未満の 子、孫、 兄弟姉妹	子	出生	◎		◎						
		出生以外	◎		◎	△	◎	△			
	孫及び兄弟姉妹	◎	◎	◎	△	◎	△				
④18歳以上60歳 未満の子、父母、 孫、兄弟姉妹	退職による	◎	△	◎	△	◎	△	△	△	△	
	その他	◎	△	◎	△	◎	△	◎		△	
⑤60歳以上の父母・祖父母		◎		◎	△	◎	△			◎	
⑥3親等内の親族 (①～⑤を除く)		◎	◎	◎	△	◎	△	△	△	△	
⑦内縁の配偶者の父母及び子		◎		◎	△	◎	△		△	△	
⑧夫婦共同扶養の要件を伴う 上記(③～⑦)の場合には、次の 書類を併せて添付すること。 (注3)		◎	共同扶養者の収入が確認できる書類 ◎								

備 考

ア 用語の意義

(注1)「扶養事実申立書」とは、当組合で定めた別紙様式1です。

(注2)「雇用証明書」とは、当組合で定めた別紙様式2です。

(注3)「夫婦共同扶養」とは、年収がほぼ同じ(一割以内)夫婦に係る子等の扶養認定です。

イ 記号について

◎印のものは、必ず提出します。

△印のものは、学生である者、疾病等により就労不能である者、所得のある者又は会社等を退職した場合についてそれぞれ必要に応じて提出します。

ウ 情報連携による必要書類の省略について

※1のものは、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携により省略が可能となりますが、必要な情報が取得できなかった場合については、提出をお願いします。

※2のものは、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携により、年金額等の情報が取得できる国民年金、厚生年金及び共済年金については省略が可能となりますが、必要な情報が取得できなかった場合については、提出をお願いします。

なお、その他の年金（民間企業における企業年金、個人年金、恩給（扶助料含む）、農業者年金及び各共済制度における退職等年金給付（年金払い退職給付）等）については、情報を取得することができないため、提出をお願いします。

- エ 国内居住要件の例外に係る確認書類について 認定対象者が取扱い基準2に規定する「日本国内に生活の基礎があると認められるもの」である場合、(ケ)各号に該当することを証する書類(在学証明書等)を提出します。なお、当該書類が外国語で作成されたものである場合、翻訳者の署名がされた日本語の訳文を添付してください。
- オ 一覧表に掲げるもののほか、それぞれの具体的事情に基づき、他の書類確認が必要な場合は、組合は他の書類の提出を求めることができるものとする。